

（第一類 第十六号）

第一回 国会 衆議院 財政及び金融委員會 議録 第五十号

昭和二十三年二月八日（月曜日）

午後二時十九分開議

出席委員

委員長代理 理事早稻田柳右二門君
理事島田 普作君 理事中崎 敏君
理事梅林 時雄君 理事塚田十一郎君
理事吉川 久衛君
理事川合 彰武君 理事川島 金次君
理事河井 榮藏君 理事佐藤次郎君
理事田中織之進君 理事西村 榮一君
理事林 大作君 理事松尾 トシ君
理事八百板 正君 理事栗田 英男君
理事後藏 悦治君 理事原 彪君
理事松田 正一君 理事泉山 三六君
理事島村 一郎君 理事吉米地英俊君
理事宮崎 靖君 理事井出一太郎君
理事内藤 方明君 理事石原 登君

出席國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

出席政府委員

大藏事務官 前尾繁三郎君
大藏事務官 舟山 正吉君
委員外の出席者 大藏事務官 原 純夫君
専門調査員 國地與四松君
専門調査員 氏家 武君

十二月七日

物價預金制度並びに物價證券制度採用に關する陳情（電氣試験所技官關壯夫）（第七二七號）
非戦災家屋税免除に關する陳情（鳥取縣西伯郡堀町長足立民一 郎外一名）（第七二三號）
非戦災家屋税に關する陳情（大阪府東區北濱五丁目住友ビルディング内

接收建物協會理事長竹下隆雄）（第七二四號）
徵稅機構改革に關する陳情（廣島縣西條稅務署中谷洲外三百九十一名）（第七二九號）
中小企業の金融對策に關する陳情（東京都港區商工協同組合中央會會長豐田雅孝）（第七四三號）
戦死者遺家族に對し非戦災者課税免除に關する陳情（北海道北見市加藤敬太郎外三百四十四名）（第七五九號）
自給製鹽制度存続に關する陳情（宮崎縣自給製鹽連合會長川野芳滿）（第七六三號）
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

議案

會計検査院法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第三八號）
財政法第三條の規定の特例に關する法律案（内閣提出）（第九九號）
財閥同族支配力排除法案（内閣提出）（第一一四號）
酒類配給公團法案（内閣提出）（豫第一號）

一 賠償稅新設に關する請願（坂東幸太郎君紹介）（第八號）
二 船岡町所在元第一海軍火藥廠敷地拂下の請願（庄司一郎君紹介）（第二〇號）
三 國分町に煙草工場設置の請願（的場金右衛門君紹介）（第四一號）
四 舊滿鐵社員の對會社請求權確保

その他に關する請願（根本龍太郎君紹介）（第五二號）
五 家賃の適正化に關する請願（坂東幸太郎君紹介）（第一二〇號）
六 非戦災家屋税を財産税不課稅者に課稅の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一二二號）
七 鹿兒島縣指宿郡に稅務署設置の請願（上林山榮吉君紹介）（第一四三號）
八 印刷業に對する製造課稅撤廢の請願（小峯柳多君外一名紹介）（第一五五號）
九 フイルムに對する物品稅撤廢の請願（福田繁芳君紹介）（第一六〇號）
一〇 電氣稅撤廢の請願（前田榮之助君紹介）（第一六二號）
一一 映畫館入場稅撤廢の請願（福田繁芳君紹介）（第一六三號）
一二 休業料理飲食店に對する課稅の減免及び延納等に關する請願（本多市郎君紹介）（第二〇四號）
一三 元指宿海軍航空隊跡敷地魚見嶽地區拂下に關する請願（井上知治君紹介）（第二四〇號）
一四 會計検査人法制定に關する請願（前田榮之助君紹介）（第三〇四號）
一五 元軍馬補充部十勝支部用地の一部拂下の請願（高倉定助君外二名紹介）（第三四四號）
一六 煙草配給制度は正の請願（河井榮藏君紹介）（第三九〇號）
一七 自給製鹽制度存続の請願（福

田繁芳君紹介）（第四〇八號）
一八 日精式製鹽業普及助成の請願（野澤勝君紹介）（第四七一號）
一九 増加所得稅額再審査申請即時處理の請願（林大作君紹介）（第四八八號）
二〇 新制中學校敷地に官有地拂下の請願（山口好二君紹介）（第四九一號）
二一 望遠鏡等に對する物品稅撤廢の請願（福田繁芳君紹介）（第五五〇號）
二二 指宿海軍航空隊跡敷地魚見嶽地區拂下に關する請願（上林山榮吉君紹介）（第五五九號）
二三 羅臼村所在國有林拂下の請願（伊藤郷一君紹介）（第五六五號）
二四 九州地方森林組合に製鹽事業認可の請願（金光義邦君紹介）（第六三二號）
二五 元電々浦海軍航空隊建築物及び土地拂下の請願（葉梨新五郎君紹介）（第六六六號）
二六 總領の製造を一般人に許可の請願（清澤俊英君紹介）（第六八二號）
二七 會根村の元海軍用地拂下に關する請願（愛田新吉君紹介）（第六八八號）
二八 戰時中強制買収をされた鹿屋市下谷所在の家屋並びに宅地拂下の請願（的場金右衛門君紹介）（第七二三號）
二九 廣島市及び長崎市の復興助成の請願（北村德太郎君外七名紹介）

（第七六七號）
三〇 自給製鹽制度存続の請願外一件（山崎猛君紹介）（第七七五號）
三一 德島專賣支局昇格並びに同煙草工場復興の請願（三木武夫君外四名紹介）（第八四七號）
三二 北海道の元御料林拂下に關する請願（坂東幸太郎君紹介）（第八四九號）
三三 企業再建整備法の一部を改正する請願（稻村順三君紹介）（第八五〇號）
三四 自給製鹽制度存続の請願（仲内憲治君紹介）（第八五九號）
三五 理髮營業稅撤廢の請願（堀川靜雄君紹介）（第九〇八號）
三六 元軍用施設並びに敷地等拂下の請願（萬田五郎君紹介）（第九四七號）
三七 在外私有財産國家補償等の請願（村瀬宣親君外五名紹介）（第九六九號）
三八 引揚者の國內諸債權取扱に關する請願（齋藤晃君外五名紹介）（第九七七號）
三九 會根村の元海軍用地拂下の請願（守田道輔君紹介）（第一〇二二號）
四〇 漆器の物品稅撤廢の請願（原孝吉君紹介）（第一〇二五號）
四一 業務用酒類販賣許可の請願（中野四郎君紹介）（第一〇二九號）
四二 燒酎製造許可の請願（伊藤幸太郎君紹介）（第一〇四二號）
四三 庶民金融機構整備確立に關す

る請願(川合彰武君紹介)(第一〇四五號)

四四 自給製鹽制度存続の請願(石原登吾外九名紹介)(第一〇六四號)

四五 關係方面使用の土地家屋の課税基準に關する請願(櫻内義雄君紹介)(第一一四號)

四六 滿洲からの引揚者持歸給増額許可の請願(並木芳雄君紹介)(第一一二四號)

四七 伊勢崎市の罹災民に對する減免の請願(鈴木強平君外三名紹介)(第一二三八號)

四八 休業料理飲食店に對する課税の減免及び延納等に關する請願(庄司一郎君紹介)(第一二六一號)

四九 仙臺市に東北證券取引所設置の請願(庄司一郎君紹介)(第一二六二號)

五〇 大蔵省稅務講習所名古屋支所の建物及び土地拂下の請願(河野金昇君紹介)(第一二六四號)

五一 酒粕配給割當その他に關する請願(松本眞一君紹介)(第一二八八號)

五二 同(伊瀬幸太郎君紹介)(第一二八九號)

五三 在外私有財産國家補償等の請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九一號)

五四 引揚者の九州海運局寄託預金の支拂又は貸付の請願(根本龍太郎君紹介)(第一二九七號)

五五 引揚者に官有地等拂下その他に關する請願(根本龍太郎君紹介)(第一三〇〇號)

五六 引揚者更生金庫創設の請願(根本龍太郎君紹介)(第一三〇二號)

五七 美術展覽會十割入場稅撤廢の請願(鈴木里一郎君外二名紹介)(第一三〇九號)

五八 公共用として使用する元軍用施設の無償拂下に關する請願(秋田大助君外一名紹介)(第一三七四號)

五九 地方團體に獨立稅創設計可の請願(秋田大助君外一名紹介)(第一三七五號)

六〇 鹽價價格引上の請願(岡田勢一君外二名紹介)(第一三七六號)

六一 酒粕配給割當その他に關する請願(松本眞一君紹介)(第一四〇〇號)

六二 酒粕配給割當その他に關する請願外一件(伊瀬幸太郎君紹介)(第一四〇一號)

六三 同(水野實郎君紹介)(第一四〇二號)

六四 衛生桶の物品稅撤廢の請願(山崎道子君外一名紹介)(第一四一五號)

六五 鹽業對策確立の請願(橋直治君外三名紹介)(第一四三〇號)

六六 金融緊急措置令による融資順位引上げ方に關する請願(小野孝君紹介)(第一四四五號)

六七 海產物移入に要する金融措置變更に關する請願(金野定吉君紹介)(第一四六四號)

六八 社會事業共同募金に關する請願(山崎道子君紹介)(第一二三三號)

○早稲田委員長代理 これより會議を開きます。

第一に財政法第三條の規定の特例に

關する法律案を議題といたします。政府當局の説明を求めます。まだ政府委員が見えておられないようでありますから、これはあとへまわします。

○早稲田委員長代理 次は會計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については附則をいかにするかというところが問題でございますが、保留になつておりましたが、この場合委員長から發議いたしました左のごとく附則を修正いたしました。本案の討論採決に入りたいと存じます。

附則

この法律は、國務大臣の俸給の額が法律の規定で定められ、當該規定が適用される日から、これを適用する。かように修正をいたしました。御賛成を得たいと存じますが、本件に關しては、討論を省略いたしました。ただちに採決をいたしたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長代理 それでは採決いたします。

本案の修正部分に對して御賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○早稲田委員長代理 起立議員。殘餘の政府原案に對して御賛成の向きは、御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○早稲田委員長代理 起立議員。よつて本案は修正通り可決せられました。

○早稲田委員長代理 次は、本日酒類配給公團法案が本委員會に正式に付託されましたが、本案の説明は豫備審査

です。すでに聴取をいたしておりますので、ただちに質疑に入りたいと存じます。御質疑はありませんか。

〔會議録第五號參照〕

酒類配給公團法案

第一章 總則

第一條 酒類配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める制當計畫及び配給手續に基き、酒類の適正な配給に關する業務を行うことを目的とする。

この法律において酒類とは、酒税法に規定する酒類をいう。

酒類配給公團は、法人とする。

第二條 酒類配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

酒類配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に關する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 酒類配給公團の基本金は、三千萬圓とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

酒類配給公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融庫から借り入れるものとする。

第四條 酒類配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 基本金額に關する事項

五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 會計に關する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 酒類配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第六條 酒類配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、酒類配給公團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第七條 酒類配給公團は、臨時物資配給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令に因り解散する。

前項に定めるものの外、酒類配給公團の解散に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 酒類配給公團でない者は、酒類配給公團という名稱又はこれに類似する名稱を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訴訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、酒類配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 酒類配給公團に、役員とし

の全部又は一部を、酒類配給公團に貸與することを命ずることができ、

主務大臣は、酒類配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、酒類配給公團に必要な施設の所有者又は占有者に對して、當該施設を酒類配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、經濟安定本部總務長官が、その豫め定める方針に基いて適正に定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときは、酒類配給公團は、第七條第一項に定められた存續期間を超えない範圍において、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、酒類配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、酒類配給公團又は組合の清算人に對して、當該會社又は組合が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を酒類配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときは、酒類配給公團は、同項の資材の譲渡又は引渡を受けた日から一箇月以内に、關係者に對して、正當な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、酒類配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又、必要があると認めるときは、保險を附する等の措置を酒類配給公團に採らしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の實施について酒類配給公團又は關係各大臣を含む關係者に對して迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした酒類配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

一 第十五條に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十八條 第八條の規定に違反して、酒類配給公團という名稱又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

附則

第一條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時のいずれか早い時に、その効力を失う。

酒類配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に對する罰則の適用及び酒類配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三條 酒類配給公團が成立したときは、酒類配給會社又は組合は解散する。

前項の規定による酒類配給會社又は組合の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第四條 政府は、設立委員を命じて、酒類配給公團の設立に關する事務を處理させる。

第五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときは、設立委員は、遲滞なく基本金の拂込

を請求しなければならない。

第六條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遲滞なくその事務を酒類配給公團の總裁に引き繼がなければならない。

總裁が前項の事務の引繼を受けるときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遲滞なく設立の登記をしなければならない。

酒類配給公團は、設立の登記をするに因り成立する。

第七條 第八條の規定は、この法律施行の際現に酒類配給公團という名稱又はこれに類似する名稱を用いている者については、この法律施行後六箇月を限り、これを適用しない。

○井出委員 本案は、推銷審査で長い間、たなざらに相なつておつて、今會期餘すところ今明日というこの議會に審議をいたさねばならぬのでありまして、實は私こまかく質疑をしたいと思ふのでありますが、事情も事情で、なるべく簡単にいたしたいと思ひます。が、しばらくの間ひとつお許しを得たいと思ひます。

最初にお伺いしたいのは、提案の趣旨説明で伺いましたところ、本案の目的とするところは、大體二つあるかと思ふのであります。その一つは、現在の酒の配給を適正化せしめたいということにあると思ひます。他の一點は私的獨占の禁止法に伴ひまして、一手買取、一手販賣をやつております現在の酒販、あるいは都道府縣酒販會社、この府縣に代置すべきものを公團という方式でこしらへる。かように了解いたしております。

その第一點の酒類の配給の適正化であります。私は現在の機構をもつてして、大體において酒類に關する限りは、適正にいつておる。他の商品目に比べまして、酒類の場合は、まず流通秩序の適正化に伴ひまして、ぐあいよくいつておるのだ。こう思ふのであります。が、大藏當局は、この酒類配給は一體うまくいつていないとおつしやるのかどうか、それを伺つておきます。同時にあとの方の問題であります。が、獨占禁止法のあります限り、これはどうしようもないものである。現在たとえば酒造組合というような組織もあり、あるいは酒販組合というような組織もある。こういうたものを何とかがまとめ上げて、一つの運営委員會のようなものでもこしらへることによつて、あえて公團という方式になくてもやつていけばせぬか、こんな氣持がするのでありますが、この點をひとつ御説明いただきたいのであります。

○前尾政府委員 ただいま御質問の第一點であります。これは私參議院でもしばしば申し上げておられておるのであります。現在の酒類の配給は、他のものから比べますと、確かに一番適正にいつておる適例だといふふうに申し上げておるのであります。もちろん消費者にまゐりましてから、それが方々に流されるというような事例はありますが、とにかく消費者までは適正にいつておるということについて、自信をもつておる次第であります。ただ政府の責任におきまして、また政府職員として、公務員と同様の罰則等を受けます點におきまして、從來より重くなるというふうなつもりではあります。が、現在も獨占禁止法がないとす

れば、また現在の機構が許されるとすれば、現在の機構でもさほど痛痒を感じていないというくらいに考えておる次第であります。

それから第二點は、要するに一手買取、一手販賣機構が、どうしても必要であります。ところが一手買取一手販賣の機構は、獨占禁止法によりまして、どうしても民間の事業としては許されない。結局政府がその責任に當らなければならぬという獨占禁止法の面から、何としてもこれを公團という方式によらざるを得ない情勢になつておる次第であります。

○井出委員 ただいま農林委員會の方へ、食料品その他公團の法案が出ておるようでありまして、これが審議において何か若干停頓をしておるというふうに聞かれましたが、この酒類公團の方は、そういった農林關係の公團と無關係で、こちらだけ構わず仕上げていつていいものであるかどうか。同じ公團という方式において、向うのものと同様性をもちつかどうか。この點承つておきたいと思ひます。

○前尾政府委員 現在いわゆる公團方式がいろいろ問題になつておる次第でございますが、また公團であることが必要かということも問題になつております。われ／＼はどうしても公團でなければならぬと、おぼつかまつては、酒類は特に何人も一手買取、一手販賣機構でなければならぬ。殊に御承知のように非常に高い税金を課しておりますので、もし公團というよう大きな信用力をもつたものが一手買取一手販賣の任に當りませんと現在の酒造業者は、不安で酒が出せないという結果に陥るのであります。その點

におきましては、ほかの公團と違ひまして、業者の方は、すべて公團に賛成していただいております。私はほかの公團の點は存じませんが、よほどその點は違つておるのではないかと、いふうちに考へております。公團方式自体については、もちろんいろいろ情勢によりまして、われ／＼もその方式の内容容について、いろいろ検討いたしましたのであります。結局この内容でなければならぬという結論に到達いたしておる次第で、他の公團との關連という意味で、公團にしておるのではなしに、政府といたしまして、この公團はぜひやつていかなければならぬ。また公團内容につきましても、種々検討いたしました結果でありますので、できうふに考へておられます。

○井出委員 この公團の性格でございますが、この春第九十二議會において、いくつもの公團ができました。公團といふものは、大體營團と專賣、その間の過程にあるものだというふうに、政府の説明を聞いたように思ふのであります。酒につきましては、しばしば專賣制ということが傳へられたことがありますが、大藏當局において、ほぼ前もつての調査をされたといふふうなことも聞くのであります。私は酒類に關する限りは、それはあえて專賣にしないというふうな考へておるのであります。ただいま公團といふふうな問題が出たことについて、酒專賣に對する大藏當局の現在のお考へを承つておきたいのであります。

○前尾政府委員 酒類の專賣制につきましては、すでに前々いふん検討され

た問題でございます。しかし結論をいたしまして、專賣にしないという決定に相なりまして、從來通りの方式でやつておるわけでございます。その點につきまして、われ／＼はもし公團によることができないというところに相なりますと、御承知のように、酒類は敗戦國で、食糧事情の逼迫しておるにかかわらず、その重要性を認められて、限定はされておりますが、つくつておるというふうな状況にあるのであります。その配給が適正に行われぬといふことになりまして、ドイツ等のごとく醸造禁止というふうな問題がもちあがるというところに相なりますので、公團方式なり現在の一手買取一手販賣を通じて適正配給をやるということができないことになりまして、それ自體が問題になりますので、專賣というところも考へなくちやならぬというふうな考へられるわけでありまして、公團として許されるならば、われ／＼は何ら痛痒を感じないのみか、現状を改正する必要があるというふうな考へております。少くとも最近におきまして、專賣というふうなことは考へたことはございません。

○井出委員 その次に伺いたい問題は、酒類の配給制度であります。今、酒類の配給制度を背負つておられますが、酒類の酒が賣出されたわけでありまして、大藏當局の電報は、むしろこの自由販賣酒におかれておるかのときを觀を呈しておるようになつておるかと考へます。これは酒の持つ嗜好品としての性格からしまして、非常にむづかしい問題だと思ひますが、やはりこれは一般用酒あるいは特に勤務層に重層的に配給する。そういった方面の酒類、これが私は基本でなければならぬと思ひますが、單なる税收入を得るために、少しく本末を顛倒してききたらぬが、ありはしないかと思ひますが、その點を御答辯を願ひます。

○前尾政府委員 最近の特價酒及び供米用酒は、御承知のように加算税でもつて相當な税收入をあげるというところに本年の四月からいたしたのであります。その後にしまして、お説の通りに營業停止というふうな問題が起つたために、業務用酒が全然出ないといふことになりました。その缺點を補うには、どうしても特價販賣というふうな制度を設けざるを得なくなつた次第でございます。また業務用酒をやめるために、家庭配給をいくらでも殖やすといふことも、財政事情からいいますと、そうでき得ない結果に相なつたのであります。依然として配給の重點は、もちろん産業用特配にあるわけでありまして、また酒全體の減額された場合は別といたしまして、本年度におきまして、少い酒ではあります。その四〇％以上は、依然として産業用特配という方にまわしておるわけでありまして、家庭用はやはり今までの程度でございます。家庭用をある程度下

半期におきまして削つて、業務用酒とともに大體におきまして四十萬石特價販賣の方にまわした次第でございます。これは決してわれ／＼は産業用特配という使命を忘れて、單に財政收入という意味合いをもたせるといふことは、毛頭考へていない次第であります。で、産業用特配につきましては、何ら減少されておられません。將來につきましても、同様な方針でまいりたいと思ひます。

○井出委員 ついでであります。一般用、産業用及び特價酒、この大體のパーセントを伺つておきたいと思ひます。

○前尾政府委員 二十二年度といたしましては、最初の豫定は百六十四萬九千石を特別配給用とし、六十九萬石を家庭用とし、八十二萬石を業務用として十二萬九千石というふうな割合で配給をする豫定にいたしておつたのであります。そのパーセントは特別用三九％、家庭用四九％、業務用四％、業務用八％というふうな比率になつておつたのであります。しかしただいま申し上げたような關係に相なりまして、配給計畫の下半期だけを見ますと、特別配給用といたしまして三十七萬二千石でありまして、その中に産業用で三十一萬二千石、それから非常用として六萬石、家庭用が十一萬石、特殊用として冠婚葬祭等に出しますものが三萬石、業務用は特價販賣と兩方入れまして三十二萬石、合計八十三萬二千石で、そのパーセントを申し上げますと、特別配給用が四三％、そのうちの産業用が三六％で非常用その他が七％であります。それから家庭用が一六％、特殊用が四％、業務用酒及び特價販賣酒が三七％というふうな比率になつております。

○井出委員 ただいまのパーセントをお示し願ひましたので、私の疑問としておつた特價酒へ重點を置いておるといふ疑問が一應は解しました。

○井出委員 ついでであります。一般用、産業用及び特價酒、この大體のパーセントを伺つておきたいと思ひます。

○前尾政府委員 二十二年度といたしましては、最初の豫定は百六十四萬九千石を特別配給用とし、六十九萬石を家庭用とし、八十二萬石を業務用として十二萬九千石というふうな割合で配給をする豫定にいたしておつたのであります。そのパーセントは特別用三九％、家庭用四九％、業務用四％、業務用八％というふうな比率になつておつたのであります。しかしただいま申し上げたような關係に相なりまして、配給計畫の下半期だけを見ますと、特別配給用といたしまして三十七萬二千石でありまして、その中に産業用で三十一萬二千石、それから非常用として六萬石、家庭用が十一萬石、特殊用として冠婚葬祭等に出しますものが三萬石、業務用は特價販賣と兩方入れまして三十二萬石、合計八十三萬二千石で、そのパーセントを申し上げますと、特別配給用が四三％、そのうちの産業用が三六％で非常用その他が七％であります。それから家庭用が一六％、特殊用が四％、業務用酒及び特價販賣酒が三七％というふうな比率になつております。

○井出委員 ついでであります。一般用、産業用及び特價酒、この大體のパーセントを伺つておきたいと思ひます。

それから續いて伺いたいのは、この公團でござりますが、安本と大蔵省と兩方の管轄を受けるというふうな形になるようでありませう。從來酒類關係の業態というものは、大蔵省一本建てというふうなことに相なつてまいつて、その間の事情は大蔵省が最もよく通曉されておるのであります。また從來の酒造政策というものが、大蔵省を通じて一本建てに行われておつた關係を、この際大蔵省の上に安本本部がいろいろ施策をして、どちらかというところ、大蔵大臣が安本總裁の下風に立つて、この公團の方式として、あるいはやむを得ないかもしれせんけれども、われわれは大蔵省が從來の經驗をこの公團の上にほんとうに發揮せしめられて、その効果をあげていただかなければならぬと思つております。この安本との調整の關係において、大蔵省独自の立場というものを十分に主張し得るかどうかが、こゝろを一點伺いたしたいと思います。

○前尾政府委員 酒類の配給につきましては、公團法におきまして、大體において基本的な方針といふものを安本長官がきめることになつております。その後の具體的な配給、あるいは原案の作成といふような點につきましては、すべて大蔵省がその任に當つておるわけでありませう。將來の問題といつても、あくまで大蔵省が主導権をもつ、そうでなければ實際の酒類の配給ということではできないというふうに考へておるのであります。ただ他のいろいろ主要物資につきましても、たとえば産業用にどういふふうな配給をするかといふことは、他の配給物資

並びに全體の産業等に對する計畫といふようなことがありませうので、その點におきましては、安本長官が調整をするといふふうに實行してまいることになつておりますので、酒類の配給の主導権が別に安本に移るというふうには、兩者とも考へていないのであります。ただすべてこゝろいふような統制の最後の責任が、常に公團方式におきましては、安本總裁であるということになつておりますので、そういう意味におきまして、法文上から考へますと、最後の責任者というふうな意味合で報告をするなりなんなりすることにしましては、すなわち具體的な酒の配給といふことにつきましては、全面的に大蔵省が從來通りやるというふうに考へております。

○井出委員 公團を設立するにあたりまして、從來酒類もしくは府縣の酒販會社の役員といふものを、どの程度新しい公團に收容し、切りかえてまいるのであるか、大體從來の業界人といふものは、その道におけるそれ／＼のエキスパートであるはずであります。この人たちの知識経験といふものは、相當尊重せられなければならぬものであります。今この公團法式によると、一應業界人をシャットアウトしてしまふといふことになるかのように思ふのであります。その點どの程度まで收容し得るのであるか、あるいは今後公團の役員になつた者は、全然私的の同種の營業を別個にもつということは許されなかつたと思ふのであります。その點の限界をこの際お答えを願ひたいと思ひます。

○前尾政府委員 この公團法の中の十

三條に規定がございまして、一切の利害關係をもつてはならないといふ條項がありませう。從來非常にお世話になりました製造業者の方等には、おはかりを願ふことが困難な場合があると思ひます。しかしその名義を他にお譲りになるというふうな方法でまいりますれば、從來通り公團におはかり願ふことも可能であるといふふうに、われわれは考へておるのであります。いづれにいたしましても、現在統制會社においでになる方は、できるだけわれわれとしてはおはかりを願ひたい、ぜひいづつ從來通りおやりを願ひたいといふことを申請していただくわけでありませう。決して從來の陣容をすつかりかえるという考へはないのであります。ただ十三條の關係のために、あるいはおはかりを願へないという方があるかもしれないと思ふのであります。それにいたしまして、別の方法を考へれば、必ずしもはいれないといふことにはならないといふ意味で、私は十三條がありまして、その痛痒は感じないといふふうに考へておる次第であります。

○井出委員 十三條の問題が、たゞとせばこの中に繰返を禁ずるとする會社の株式を所有してはならぬといふふりなことを表面通りに解釋いたしますと、たとえばいわゆる日本通運の株式をもつておるといふふうなことをさへもいかぬといふような解釋さへも出てくると思ふのですが、こゝろをどう考へておるのか。

もう一つ、この酒類の公團の役員として、大蔵省と言ひましようか、役人のうば捨山とでもするやうな傾向が地方によつては出てまいりませぬかと

いふようなことを懸念するのであります。この點についてお答え願つておきたいと思ひます。

○前尾政府委員 この十三條の繰返を、酒の配給を繰返することを主としておる業を考へておりますので、こゝろいふ會社は現在ございせん。従つて日通等の株は差支えないといふふうに考へております。またわれわれは決して現在の職務の職員をここに入れようといふやうな考へは毛頭ないのであります。先ほど申し上げましたやうに、なるべく業界の方からはいつていただかぬといふ意味で、われわれは切にそれを希つておるわけでありませう。が、何にしても適任者がないといふやうな場合には、あるいはこちらからまわさなければならぬといふことも起るかと思つております。これは決してわれわれの方で、職務の役人を入れたやうなやうな意圖のものにやつておるわけではございせん。十分その點は業界の方とお話した上でやつていきたいといふふうに考へておるのであります。

○井出委員 酒類にはずいぶん變味をするとか、あるいは液體でありませうから破損をして流出するとかいふやうな場合が多いと思ふのであります。この公團の取扱に相なつた場合に、そういうものに對する責任は公團が背負うのであるかどうかこの點を伺いたしたい。

○前尾政府委員 酒類が亡失あるいは流出するといふことは、從來から起りがちであります。従ひましてそれはマージンに相當な危険率といふものが織りこまれておるわけでありまして、

もちろん公團で取扱ひまして、流出なり亡失するといふことにいたしましたならば、その責任は公團が負ふことになりませう。その點はやはりマージンの中に織りこんでいくといふふうによつております。

○井出委員 マージンの問題が、たゞ、この酒類の價格についてこの際伺ひたいのであります。現在の價格はおそらく公團といふものを豫定した價格だかと思ひます。そこで今度公團が設立されれば、その方式に則つた新しい價格といふものを構想なさつておられると思ひますが、その場合に今までの酒販會社の方式のものをさらに壓縮し得るかどうかが、あるいはかゝつて公團の下級の機構が非常に煩瑣のために、消費者へよけいなものが轉嫁されていく懸念がありはしないか、こゝろを一點お尋ねします。

○前尾政府委員 われわれは公團ができましたために、特に價格が上るといふやうなことは考へていないのであります。と申しますのは、公團は御承知のように政府の出資でありますので、株式の配當をしないといふ點、また何らの利益をあげる必要もないのであります。また現在考へております機構は、從來の會社でありましたものを公團に收容するといふやうな考へ方で、もちろん從來より大きな機構にするといふ考へは毛頭もつていないのであります。できればある程度壓縮していきたいといふふうに考へております。

公團をつくりましたために、特に公團に要する經費をただちに織りこむ必要はないのであります。また將來にいたしましても、そのために特に酒の價格が高くなるというやうなことは絶

對にもないつもりであります。

○井出委員 酒の價格の問題が出まじ
たが、現在清酒の場合に例をとつて言
いますと、一級酒、二級酒といふよう
に段階がありますが、もう現在のよう
な窮乏經濟の時期に、高級なものをも
ずし必要としない。畫一的同じク
ラスの製品だけにしてしまつたらどう
か。その方が量においても殖やすこと
ができるというにもなりまします
し、一級、二級の區別を撤廃するとい
うような點はどうお考えであります
か。

○前厚政府委員 將來の問題として一
級酒、二級酒の別を全然なくしていく
のがよいやないかという點もある程
度考えられるのであります。ただ御承
知のように、いゝ最近に粗悪品が
ほかの品物には出てまいつておるので
あります。酒についてはさいわい粗
悪なものが出ないといふのは、酒造業
者の方が常に何と申しますか、商標な
り名譽を重んじてつくつておられるわ
けであります。そういう方々から考え
ますとやはり多少コストは高くても、
酒類の技術というような面において、
いい製品をつくりたいといふようなお
考えもありますので、ただちに一級
酒、二級酒の別を廢してしまつて、ま
つた規格のな、同一規格の酒にする
といふところに向く方が、はたして
いいかどうかという點につきまして
は、私としてまだ疑問がございますの
で、研究はいたしてみたいと考へてお
ります。ただいままで一級、二級の
區別を残してありますのは、やはり業
者の方々に相當するといふ要望もあ
り、また必ず相當よい酒をおつくり
なるわけでありましますから、その酒に對

しては一級酒といふようなことで残し
ていきたいという氣持があつた次第で
あります。

○早稲田委員長代理 ちよつと井出さ
んに御相談しますが、本案に對しての
御質疑はあすまで繼續したいと存じま
すので、保留していただくということ
にまいりませんか。

○井出委員 結構です。

○早稲田委員長代理 それでは酒類部
給公團法については、質疑を明日に繰
延べます。

○早稲田委員長代理 それではこれか
ら財閥同族支配力排除法案に對する質
疑を繼續いたします。

○泉山委員 私は財閥同族支配力排除
法案につきまして、特に所管大臣に對
しまして、二、三お尋ねいたしたいと
思ふのであります。まず第一に本法の
第二條第二項についてであります。す
なわち右の第二項におきましては、
が、すなわち右の第二項におきまして
は、本法の對象となる財閥同族につ
きまして、(イ)、(ロ)の三つの場合を規定
しておるのであります。が、(イ)、(ロ)の場
合におきましては、まず時間的には、
昭和二十年九月二日におきまして現
存する會社でありまして、また資金的
には、資本金額は一千萬圓を超える大
會社に限定されてございまして、(ロ)の場
合には、この點が必ずしも明確でない
ように思ふのであります。すなわち(イ)
の場合におきまして、内閣總理大臣が
財閥會社の指定をなす場合、もしも自己
の判斷によつて無制限にこれを行つと
いうことがございましてあります。内
閣總理大臣に對して、あまりに過大の權
限を附與するものでありまして、ある
いは行き過ぎ等のおそれもあり、とも

より適當ではないと考へられるのでご
ざいます。そこで本項は解釋上前段
(イ)の前文である「昭和二十年九月二日
において資本金額が千萬圓を超える會
社」という二つの條件が内閣總理大臣
のなす指定の場合にも、(イ)、(ロ)の場
合と同様に、その前提となるものと解
釋して差支えないのがどうか。まずこ
の點に關して明確なる御答辯をお願い
したいと思ふのであります。

次に私のお尋ねいたしたいと思ひま
すのは、第六條第一項の第二號につ
いてであります。すなわち内閣總理大
臣に對し財閥役員でないことの承認を
申請いたします場合にございまして、右
第二號によつて本人の役員としての就
任事情、またはその職務の執行の實情
より見て、本人を財閥關係役員とみな
すことが、明らかに不當であると認め
られる場合は、内閣總理大臣は、財閥
關係役員審査委員會の審査の結果に基
きまして、右申請の承認をなすとい
うのでございまして、實際上これが運用
上の限界について、あらかじめ承りた
いと思ふのでございまして、そも／＼本
法は第一條におきまして明示せられて
おります通り、財閥事業の形成維持に
有力な寄與をした人的結合を切離し
て、もつて財閥同族の支配力の排除を
目的とするのでございまして、この意
味におきまして、さきに本年一月四
日公布せられました一般公職追放に關
する政令とは、立法の趣旨におきまし
て、相違いしておるものと思へるの
でございまして、本法はいわゆる好ま
しからざる人物を追放するといふ觀念
よりも、むしろ問題の重點は、ひつき
より人的結合の排除ということにあり
と信ずるのであります。従ひまして、

ひとしく財閥役員中におきましても、
これに對する取扱ひには、右の目的を
明確にして、これに副うがごとく配意
して、濫りに財閥の全役員を一律に排
除するがごときことなきよう、十分留
意すべきものと思ふのであります。今
財閥の役員につきまして、その實情を
見ますに、財閥役員はこれを二種類
に大別することができるのであります。
すなわち一つは財閥の利益を代表
して役員たるもの、他の一つはその人
のメリットをかわれて役員たるもの
二つであります。前者に屬する者は、會
長、社長以下常務取締役以上の役員に
して、それ／＼會社を代表するものを
初めとしたしまして、さらに財閥會社
相互間の連繫を緊密ならしむるため、特
に當該財閥會社代表といたしまして、
同一財閥内の他の會社に役員として派
遣せられたる者も、また利益代表たる
性格を保有するのでございまして、他
方、たとへば特定の支店長または工場
長等にして、取締役を兼務した者の
ごときは、原則として後者すなわちも
つぱらその人のメリットによつて初め
て取締役たるものでございまして、こ
の種の役員は本法第三條にいわゆる財
閥の利益を代表する者とは認めがたい
のであります。取締役、支店長の中に
は、まれに特定の一地域を總括してこ
れが董督の任に當り、相當重要な任務
に擔當する者もございまして、一般には
さうな廣汎な權限は與えられており
ません。單にその店限りの權限を與え
られておるに止まりまして、その權限
は一般支店長と何ら異なるところがな
いのでございまして、かような意味合
の役員は、本法第三條にいわゆる當該
會社の重要な業務の運営に参加してお

る者とはどうて認めがたいのでござ
います。極端な例でございしますが、あ
る會社のごときは、大阪にも取締役支
店長があり、また京都にもまた神戸に
も、名古屋にも同様取締役支店長が在
勤いたすといふふりでありまして、こ
れらはまつたく財閥の利益代表等の色
彩はなく、ひたすらその人の才幹と功
勞とに報いるために、恩惠的に取締役
の肩書を與えられたものと解釋すべき
であります。また他の一面におきま
しては、同業他會社との對抗上、特に
支店長の格上げをして、その店の權威
と信用とを高めようとする會社自體の
營業政策にはかならないのでありま
す。

以上申し述べましたように、取締役
支店長といふがごとき役員は、原則と
して本法第六條第一項の第二號に示さ
れた職務執行の實情より見まして
も、またその役員就任の事情に徴する
も、決して財閥の利益を代表する者
とは認めがたく、従つて人的結合の排除
を目的とする本法の對象とはなり得な
いと思ふのでございまして、この點に
對する御當局の御見解を承りたいと思
うのでございまして。

第三にお尋ねいたしたいと存じます
のは、第八條第二項の適用についてで
あります。すなわち當該財閥會社が國
民經濟の復興上必要な場合、その運
営上缺くことのできなないものであり、
かつ餘人ももつてかえることができない
ものにつきましましては、一箇年以内を限
つてその留任を認めるというのでござ
います。同一趣旨の規定は從來一般
公職追放令の規定の場合にも認められ
たのでございまして、その運用の實際
面におきましては、あまりに嚴格に過

き、これが適用の實例はきわめてまれであるというのを承つておるのでございませう。これおそろく前法におきましては、好ましからざる人物の追放と、うような意味が含まれていて當然の結果かとも思ふのでございませうが、本法におきましては、その目的の一半が経済の健全なる發達を促進せしめんとする點にあることに鑑みますれば、本項の一定期間猶豫の特例は、その運用上に従来とは特段の苦心を加えらるべきものと思ふのでございませう。すなわちその事業にして國民經濟の復興上に必要なるものである限り、當該事業が現に整理途上にあるものにつきましては、法の認むる期間内において、その整理の完了または整理完了の見通しがつくまでは、できるだけ當該責任者の留任を認めることは、現下わが國經濟再建途上におきまして、きわめて緊要の事項と考へるのでございませうが、この點につきましての所管大臣の御見解を承りたいと思ふのでございませう。

以上三點につきまして御答辯をお願いいたします。

○栗栖國務大臣 泉山委員のお尋ねの三點についてお答えをいたしたと思ひます。まず第一は第二條の二項の(イ)にございませう。その他財閥の事業の形成維持に有力な寄與をし又は財閥の經濟的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣總理大臣が指定する法人その他團體をいう。とあるものであります。お尋ねは「法人その他團體をいう。」というところにあると思ふのであります。これが(イ)の所ではこの資本金額が千萬圓を超える、そこで自然(イ)についても資本金千萬圓という意味が含まれておるかどうかという

のでございませうが、これは(イ)はささか特例であります。立法者の考へとしてしましては、前は會社とあるものであります。が、「法人その他團體」と書いてあります。法人はその他の團體の例示的な意味になつておるのであります。これはたとへば日産關係で經濟會というものがあつたが、こういうものを含むのではないかというやうな確定のもとに、立法者としてはつくつた意味であります。そこで資本金その他をばつきり明示することができないのであります。しかし趣意としては、前の一千萬圓の資本金というのを言つておきますし、そういうやうな資本金額も指定する材料となると思ひます。それから資本金額はなくても、また少くともその働きのその他について、この條項にあたるものは、やはり含むと思ふのであります。が、經濟會のごときものがその一例ではないかというやうに、立法者は豫定したしておるつもりでございませう。それから六條の一項の二のところであります。私も長く民間におきまして、今泉山委員のお示しのような實例を多々存しておるのであります。この立法の趣意としては、個

個の問題は個々に審議をして、そして審査委員會でこれをきめるわけでありませうけれども、しかし立法者が豫想しておられます。趣意というものは、今お尋ねのやうな點とまつた同じであります。たとえば就任の事情あるいは職務執行の事情から見て、本人を財閥關係役員と見ることが不當であるというやうなことは、しばしばあるものであります。あるいは大阪に本店があり、東京に支店があるとか、あるいは東京に本店があり、大阪に支店がある

り、名古屋にも支店がある。あるいはさういふやうな主要地の支店で、工場長とか、あるいは支店長というやうなものが肩書上必要であるけれども、かりに必要として取締役、役員になりましても、實際業務執行の事情は、單に支店長の地位に止まつておるというやうなものも多々あつたと思ふのであります。それからまたこの財閥の利益を代表するといふよりも、實に忠實に長く勤めて、今メリットというやうなお話があつたが、メリットをかつて、一つ功勞の意味において取締役にしておこうというやうな就任の事情もあると思ふのであります。そういうやうな事情で、本人を財閥關係役員、財閥の利益を代表する役員と見することは不當でないという場合もあると思ふのであります。そういう場合には、この二の規定によつて、この審査を付議してきまるわけでありまして、そういうことを豫定して二を入れました。

それからさらに八條の二項の點であります。國民經濟の復興上やむを得ない必要がある場合、その他運営上缺くことのできない、やむを得ないものは、一年間を限つて役員に止まらす、こういう趣意であります。從來追放その他でこういう適用が嚴格であつたというのであります。これは追放その他という趣意ではないのであります。趣意も違ひますけれども、規定をくくあまくするといふことは、政府は考へておられます。國民經濟の復興上必要の場合とか、その運営上缺くことのできないという條件を完全に具備するものに對しては、この法の運用は當然するやうに相なると思ふのであります。

○泉山委員 ただいまの大蔵大臣の御答辯によりまして、私は満足の意を表するものであります。ただ第一の質問におきまして、なるほど第二條の第二項の(イ)の場合について、資本金額に對しましては、お示しの通り、法人のほかに團體がございませう。さうに御説明を承りました。釋然といたしたのであります。が、時間的に昭和二十二年九月二日、この點につきまして、やはり(イ)にある場合に別に關係がないことに相なるのが、この點一言お答え願ひたいと思ふのであります。

○栗栖國務大臣 お答えいたします。この條文をそのまま解釋いたします。と、文字通りならば關係がないことに解されるのであります。が、實際は文脈をござらんになり、またこの適用の趣意から言ひますと、重大なる特例がない限りは、同様に解していただいて差支えないではないか、かように存する次第でございませう。

○早稲田委員長代理 本案に對する質疑は、明日續行することにいたしましたので、次に移ります。

○早稲田委員長代理 この場合御報告をかねて御同意をいただきたいと存じますが、ただいま參議院から通告がございまして、前に本委員會において可決をいたしました社會社利益配當等臨時措置法案中改正法律案でございませう。その中第一は、第四條第一項中「又は經濟力集中排除法第三條第一號乃至第三號の規定により指定された會社(以下法定會社とす)及び「又は經濟力集中排除法の決定指令の内容」これを削ることになつたのであります。第二は、第四條第二項を削る、第三は、第

七條第一項第一號中「第四條第一項」を「第四條に改める。かような參議院における修正可決の通告があつたのであります。従つて參議院において同意を求むることに相なるわけでありませうが、本委員會においては、これに對して御同意をいただきたいと存じます。が、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○早稲田委員長代理 御異議はないやうでありますので、同意したことに決定をいたします。

○川合委員 ただいまの會社の利益配當臨時措置法案に關連して、大蔵大臣にお尋ねいたしたのでありますが、本案は言うまでもなく、昨年四月のボツダム勅令によつて、果實の配當を最高五分までに限定されたのであります。結局それは單に配當制限を撤廢されただけでは證券の民主化ができないと考へるのですが、證券の民主化については、證券の擔保、證券に對して金融をされなければ、効果がないと考へるのであります。その點について、大蔵大臣はどういうふうにお考へになつておりましたらうか、この機會にお尋ねいたしたいと思います。

○栗栖國務大臣 この證券、殊に株式が企業再建整備を行う現在において、非常に重要性を浮び上げてきたわけでありませう。それがために、證券株に株式が今までのやうな十分の保護を受けなかつた、あるいはいさな制限を受けておるその制限を撤廢して、この證券整備に必要な新資本の形成をするといふことが大事で、それがために證券の民主化運動も、ただいま展開されておるやうな次第であります。それに

というのも、その一つの現われであり
ます。また證券金融を促進するという
ことも一つの現われであります。證券
金融につきましても、いろいろの問題
があり、また証券取引所その他の開設
までに至つておられる点もあるものであ
りますけれども、現在のようにそれが杜絶
しておられるのでは、新しい企業再
建整備に必要な新資本の形成、あるいは
持株整理委員会から放出される株の
消化という点も、ほとんどできな
くなつておるのであります。政府とい
たしましては、この邊は十分考へまし
て、疏通の途を講じたいと思つてあ
ります。なお年末その他を控へまし
て、殊に持株整理委員会その他から放
出される株の消化、あるいは企業再建
整備のために必要な株の消化等に差障
りがあるような場合には、證券金融的
措置をも十分考へたいと思つて次第であ
ります。

○早稲田委員長代理 暫時休憩いたし
ます。

午後三時十二分休憩

午後三時二十四分開議

○早稲田委員長代理 休憩前に引續い
て會議を開きます。

これより請願の審査に入りたいと存
じます。請願につきましても、第一回
審査の折申し上げましたごとく、特に
慎重に取扱つてきたのでありますが、
本委員会におきましては、法案の付託
件数五十二という多数でありますため
に、請願の審査を十分に行ない得ないこ
とを遺憾に存しております。明日は會
期終了日で、本議場において請願の審
査報告をすることになつておりますの
で、本日をもつて請願の審査を大體打

切ることにいたします。

なお日程五七、美術展覽會十割入場
税徴収の請願は、紹介議員竹尾式君よ
り取下げ届が提出されておりますので
で、御了承をお願いいたします。それ
では逐次請願を議題として紹介議員の
御説明をお願いすることにいたしま
す。

○早稲田委員長代理 日程第四二、五
一、五二、六一、六二、六三右各請願
に對する紹介議員松本良一君。

○松本良一君 ただいま委員長から御
紹介をいただきました日程四二、五
一、五二、六一、六二、六三は同一趣
旨の請願でありますから、一括して簡
單に御説明いたします。主食の逼迫に
伴ひまして、酒造米も本年度は三十三
萬石強に減少されたのであります。こ
れは米の不足の現状から見まして、き
わめて當然なことでありまして、酒類の
減少は必然的に醸造酒を招来いたしま
して、かつまた財源の減少ともなりま
すがゆゑに、何らかの方法で酒類を
つくる必要であります。これに
は今清酒の粕を用いて焼酎の製造が行
われてゐるのであります。この種の焼
酎は最上品でありまして、また税の對
象物となるのであります。約四億圓の
財源が得られ、また蒸溜粕は作物に好
適の有機質肥料となるのであります
が、この粕取焼酎製造の最も缺點とな
つておりますのは、酒粕の入手難であ
ります。酒粕は貴重なもので、種々に
利用されますが、これは従来業者統制
となつております。大體酒粕の一三%

が焼酎業者に配給されることになつ
ておりましたが、實際は全部やみに流
れていた次第であります。かつまた公

定は一貫目四圓五十銭であります。が、
やみ市場の販賣価格は、一貫五、六百
圓で、近畿四國地方では、中央價格の
五、六倍の例外價格が各縣できめら
れてゐる實情であります。かかること
では酒粕の不正はインフレの激成とな
り、かつまた焼酎の減産となり、財源
の困窮となりましますゆゑに、國家的見地
から、この酒粕に對しまして、何か強力
な法の制定及び適正價格の制定が必要
とされましますゆゑに、關係御當局にお
かれまして、何とぞ御審議されたいと
いうのが、本請願の要旨であります。

○早稲田委員長代理 政府の意見を求
めます。

○原説議員 御發言の御趣旨非常にこ
もつとも次第でありまして、われわ
れも公然同感であります。御指摘のよ
うに、一三%というものを焼酎用にま
わすようにということになつてゐるの
であります。實際問題として、これ
が完全に行われない向きが多々あるよ
うに見受けられます。本年度は酒造原
料が大幅に削減されざるを得ないとい
う日本並びに世界の食糧事情からきま
した結果になりましたので、財政收入
を確保いたします上からも、さらには
酒の需給というものの權衡を保つ上か
ら、こういう粕を利用して焼酎をつ
くるといふことは、一段と努力いたさ
なければならぬといふつもりで、ただ
いまさういふ具體策を進める段取りに
いたしております。なお御指摘のあり
ました價格の點につきましても、御趣
旨を十分取入れまして、妥當なる措置
をいたしたいと思つております。

○早稲田委員長代理 本請願の採擇は
留保いたしました。最後に採擇するこ
とにいたします。

○早稲田委員長代理 次は日程第五
〇、大藏省稅務講習所名古屋支所の建
物及び土地拂下の請願、第一一六四
號、紹介議員河野金昇君。

○河野金昇君 大藏省の稅務講習所名
古屋支所の建物及び土地拂下の請願で
あります。名古屋から約二十里ほど
離れた一ノ宮市の郊外の今伊勢町とい
うところに、この講習所の建物がある
のであります。この今伊勢町は、戰
争中二回にわたり戦災を受けて、町の
大半を失つております。その小學校の
建設も、今まだ復興途上でありまし
て、完成を見ざる今日、すでに數百萬圓
の負債を町當局は負つておるのであり
ます。その上にこのたび新制中學をつ
くらなければならぬといふ段階に至つ
ております。この今伊勢町に戦時中、
乙種の商業學校があつて、この乙種の
商業學校を建てるためには、今伊勢町
の當局が、經濟的にも精神的にも、非
常に負擔を拂つておつたのでありま
す。こいつを戦時中の學校の整備に伴
つて、町當局へ返す話が進行してある
最中に、大藏當局と申しますが、名古
屋の財務局が、積合からこの學校並び
に敷地を買収してしまつたのでありま
す。新制中學をつくるために、非常に憫
んでおる町當局といたしましては、こ
の際、この大藏省の稅務講習所は、地理
的にいつても、いろいろ意味から不
便でもありますし、閑くところによる
と、不便だから名古屋に引揚げようとい
うよりならぬさもされておるような
折柄でありますから、町當局の財政

の窮狀を了とせられまして、どうせ名
古屋へ引揚げられるならば、この戦時
中にある程度むりやりにお買上げにな
つた建物並びに土地を、この町の當局
に拂下げていただきたい、こういうの
がこの請願の趣旨なのであります。新
制中學建設のために、お互い地方でい
ろいろな問題を起しておるときであ
ります。が、どうぞ本委員会において
は、この小さな町が、特に二回の戦災
を受けて、町の大半を失ひ、小學校の
建設、新制中學の建設に困つておる
現情に對して、御理解をくだされまし
て、何とぞこの請願を御採擇の上、大
藏當局をしてこの請願の趣旨に副うよ
うに、皆さん方の本委員会において、
この請願を御採擇あらんことをお願い
したいと思つております。

○舟山政府委員 稅務講習所を設置
いたします問題は、大藏省といたしま
しても、稅務行政の刷新上、非常に力
を入れておるところでございます。各
地にこれを増設することを考へ、名古
屋地區におきましても、その敷地を用
意したとこのことでございます。新制中
學の問題で、地元でその敷地及び建物
を御利用したいという御趣旨は拜聴い
たしましたが、大藏當局といたしまし
て、稅務講習所の設置の問題も緊急を
要するよう考へておりますので、は
たしてこれに代替し得る場所及び建物
があるかどうかといふことを調査いた
しまして、ほかに移り得るものがある
ならば、これは町の方におまわしする
といふたような措置を考へてもよろし
いのではないかと考へておる次第でござ
います。が、なお名古屋稅務局あたり
につきましても、實情を調査いたした
いと考へております。

○早稲田委員長代理 本請願も採擇は後に保留いたして次に移ります。

○早稲田委員長代理 日程第四九、仙臺市に東北證券取引所設置の請願、紹介議員庄司一郎君。

○庄司一郎君 たいい議題と相なりました仙臺市に東北證券取引所を設置された旨の請願でございますが、きわめて簡単に要項を申し上げますが、東北六縣のあらゆる農漁山村の殖産工業の勃興とともに、また今後新たに新設される諸會社はもとより、既設の會社にして分離獨立する傾向にある會社等においても、その證券、その株式が、東北六縣農漁山村にあまねく普遍化し、普及化する、證券の社會化、證券の民主化の上から、また半面においては、多年國策としておつた東北振興の確立の面からも、何とか證券取引所を仙臺市に設置し、大にしては東北の振興、また株式、證券等の徹底的な民主化を促進するため役立てられたい。

かような趣旨のもとに、今回仙臺商業會議所會頭並びに宮城縣有價證券業協會理事長等よりこの請願が提案をされました。昨年成立した證券取引所法により、今や従来の株式關係がなくなり、會員組織に限定をされておりますことは、輕少なる經費をもつて取引所の經營せらるる形態であり、従来の株式會社組織とは大いにその趣きを異にするものであることを認識すべきは言うまでもござい

ませんが、今や講和會議の開催も接近し、各方面とも國內態勢の整備を急がれておる折柄、ここに東北六縣の證券民主化のために、公正なる取引が行わ

るるよう、東北證券取引所を仙臺市に設置するよう、特段の御配慮をいたしたい、かような趣旨が請願の要諦でございます。

○舟山政府委員 お答えいたします。

證券取引所につきましては、再開の機運が近くなつておりますが、これをどの地域に設置するかという点については、且下研究中で關係方面とも協議いたしておるような状況でございます。請願の御趣旨はとくと拝聴いたします。

○早稲田委員長代理 本請願の採擇も保留いたしまして、次に移ります。

○早稲田委員長代理 次は日程第七、第二三、第二二を一括議題といたしまして、紹介議員上林山榮吉君を煩わし

ます。

○上林山榮吉君 まず第一に鹿兒島縣揖宿郡に稅務署を設置せられたいという請願の趣旨を聲明いたしたいと思

います。鹿兒島縣揖宿郡はちやうど人口が約十五萬人を有しておりますが、現在知覺稅務署の管轄に屬して非常に不便を感じておるのであります。知覺町までこの郡民が行くには、遠い所は交通機關の不便のために、二日間もかかるというやうな非常な不便を感じておるのであります。ひいては納税上に非常な不便を感じるばかりでなく、當該稅務署職員にいたしましては、揖宿郡内の事情に通じないために、しばしば納税の適正を缺く憾みがあるものであります。こゝういふやうな事情でありますので、郡民は一致して新たに稅務署を設置せられたいと要望しておるのであります。ひいては政府當局がさういふやうな意圖をもつてやつ

てくださるならば、敷地等のごときものなどについても、協力をしてよろしい。あるいは場合によつては政府に寄附してもよろしいというやうな、非常な熱意をもつて本稅務署の設置を要望しておるのであります。なおこれが來年度中に實現すべく希望するのであります。一、萬一諸般の事情からい

まして、これが實現をし得ない状態にあるならば、ただちにこの所管を鹿兒島稅務署の所管に移して、暫定的處置を講ずると同時に、本請願の要望する新稅務署の設置を來年度に實現するやうに取計つてもらいたいという趣旨であります。どうかこの點もお含みの上、本委員會において採擇あらんことを切望するものであります。

次に元指宿海軍航空隊跡敷地魚見嶽地區拂下げに關する請願であります。これは當該町長である吉満敬勝ほかの請願、並びに當該町農會會長有馬喜五郎の請願になるものであります。その要旨を簡単に御説明申し上げます。民、主として尾掛及び田良の所有地であつたのであります。昭和十七年元海軍省に買収せられたまま、今日に及んでおるのであります。該土地所有權獲得の請願は、關係民の生存上にも多大の支障を與えるばかりでなく、各學校の試驗用地として、あるいは企業會社の進出により、生活に脅威を及ぼすに至つたやうな状態も考へられておるのであります。でありますからして、該土地は元所有者であつたこれら關係町民に拂下げを願ひたい。特に當町の特殊事情をいたしましては、他の町村に比較いたしまして、耕地面積が非常に狹隘な所でありまして、さういふやう

な状態でありますから、關係町民のその土地拂下げに對する熱望は、非常なものであるし、また當然さうしてし

かるべきものと考へられるのであります。この點本委員會におかれましては、賢明なる御判斷を賜ひまして、御採擇あらんことを切望するものであります。

○前尾政府委員 揖宿に稅務署を設置する件につきましては、御承知のやうに、今回相當の稅務署を増設いたしましたのであります。大體におきまして、課稅物件の分布状況その他の點から考へまして、その選にはいらなかつたのであります。また來年度として稅務署を増設するかどうかという問題は、ただいま檢討中でありまして、人の配置の關係で、非常に困難であるといふやうな考へをもつておる次第でございます。なおわれ／＼としては、檢討するつもりであります。ただちに揖宿におき得るかどうかということは、ただいまのところ何とも申し上げられないのであります。第二の手段として、鹿兒島稅務署に管轄を移すかどうかという點につきましては、早速検討いたしまして、必ずしも從來の行政區畫のみを考へずに、最も便宜な方法で管轄をきめていくということに、最近方針をかえてまいつておりますので、ただちに檢討して、善處いたしたいと、こゝろ考へております。

○舟山政府委員 御質問の後半の魚見嶽地區拂下げに關する件でございますが、同地區が零細農家が多いという事情も了承いたしましたし、また買收當時の事情も考へまして、農耕地はできるだけ自作農創設の線に沿つて處理する。また山林、森林、備蓄林等は、關

係町村に開放するのが適當であると考へておるのであります。これらは現地の農地委員會の手によつて、具體的に處理する方針でございます。ただ大學の試驗用地の點であります。この復舊も國家として全然無視するわけにはまいりませんので、必要最小限度において、これを認めなければならぬのじやないかと考へておる次第であります。

○上林山榮吉君 大藏當局から揖宿稅務署に關する所管外の問題について御答辯があつたのであります。が、參考のために附言いたしておきたいのは、鹿兒島市にある稅務署になりますと、一日で日歸りができるものであるが、知覺稅務署になると、二日間以上を要するといふやうな、交通上の關係があるのであります。この點はできるだけ急速に實現をおはかりになることが、關係町民の利益であるばかりでなく、國家の事務能率の上から言つても、私は當然のことと考へられます。この點は特に御留意を願ひたいのであります。さらに聞くとこゝろによりまして、稅務署の設置はできるだけ市もしくはこれに準ずる所を、優先的に扱うかのごとく承つておるのであります。が、これを設置せんとする場所、地方事務所の所在地であり、有名な揖宿温泉の所在地でありまして、近く場合によつては市制を施行してもいいといふやうな土地であります。この點から言ひまして、地理的に見ても、私は當然研究して實現をせられ

ることが、これまで關係町民の利益ばかりでなく、今日納稅事務が非常に滞滞しておるこの實情から考へても、私どもは必要な場所だと考へるわけであ

る。また山林、森林、備蓄林等は、關

ります、この點特に御留意くださる
ばかりでなく、ひとつこれを實現する
ように、熱意をもつていただきたい
のと要望したのであります。なお元
海軍用地の換領関係の拂下げの問題
に對して、非常な理解のある御答辭を
得たのでありますが、この問題につ
いて、一點御注意を願わなければならぬ
ことは、該土地が温泉地帯に關係をも
つておるので、いろいろ新設の會社、
そういうものが非常に運動をしてお
る状態にありますので、先ほど政府委
員の答辭のごとき、その本旨につ
いて、できるだけ實現するようにひと
つ要望いたして、これらの採擇を委員各
位にお願いいたしておきたいと思いま
す。

○早稻田委員長代理 本請願の採擇も
留保いたしまして、あとで採擇するこ
とにいたします。

○早稻田委員長代理 次は追加日程、
社會事業共同募金に關する請願、山崎
道子さんの紹介をお願いいたします。
○山崎道子君 終戦後のわが國の情勢
は、戦災者、引揚者、遺家族、傷病者
その他生活の保護を要するものを激増
せしめ、生活保護の適用を受ける者だ
けでも本年七月末現在において二百六
十五萬餘人にのぼり、戦災孤兒、浮浪
兒、不良青少年等、近き將來において、
制定公布せらるべき児童福祉法の對象
となるべき者もまた數十萬を算し、こ
れらはいずれも社會事業の對象とし
て、早急に救済援助をしなければなら
ない状態にあるのであります。しかし
て國は生活保護法の施行その他全力を
傾けて、これらの救済援助に努力され
てはいるが、國の行う救済にはおのず

から限度があり、私設社會事業團體の
急速な充實こそは、現下降時ゆけるが
せにすべからざる緊要な事柄でありま
す。しかるに私設社會事業の現状は、
戦前六千七百餘を算した團體が、戦後
三千五十に激減し、しかもその大半
が、戦災により致命的損害を受けてお
ります。加うるに昨今の對象者の極度
の貧困は、施設自體の負擔の過重を來
し、反面インフレによる物價の騰くべ
き騰貴、物資の入手難、その他諸經費
の増高等により、私設社會事業施設
は、深刻な經營難に陥りつつあるので
あります。しかるに社會事業法に基
く國庫扶助を受けることも困難な状態と
なり、現状のまま放置せば、重大なる
事態に立ち至るやもはかりがたい實情
でございます。ここにござまして、こ
れら三千五十の私設社會事業團體の窮
狀を打開し、私設社會事業家をして、
専心して本來の使命遂行にあたること
を得しめ、もつて社會公共の福祉を増
進し、民生の安定を期すべく、過般來
社會各方面の同憂の者相はかり、社會
事業共同募金、コミュニティ・チェ
スト運動を取上げ、これを近く全國的
に毎年一回繼續して實施せんとし、
すでに中央においては、本協會内に社
會事業共同募金中央委員會を設け、總
裁に高松宮殿下をいただき、各都道府
縣に地方委員會を發足し、準備を整
え、別紙要領の通りに、全國的に展開
しつつあるのであります。しかして右
運動實施に際し、左に掲げる諸項目
は、本運動の成否に重要な關係を有
する諸點なるについては、これが解決
に特別の御配慮を賜りたい次第であ
ります。

こと、あるいは富藏の發行を委員會が
なし得るよう法律を改正したい。それ
から臨時資金調整法第十條ノ二によ
る、都道府縣は戦災復興その他の公共
事業の資金を調達するために富藏を發
行し得ることとなつております。都道
府縣が直接實施する公共事業たる社會
事業のために、これを發行して、益
金をこれに充當し得るが、これを私設
社會事業團體に補助することは、現在
においては不可能でございます。そこ
で都道府縣の次へ公共募金委員會を追
加して、發行できるよう改正をお願い
したのであります。免稅の點におきま
しても、個人が共同募金委員會に寄附
したとき、相続稅法第二十八條第一項第
一號によると「國、都、道、府、縣、
市、町、村その他命令で定める公共
團體に對してなした贈與にかかる財
産」は課稅されぬこととなつておりま
す。共同募金委員會を右の市町村の次
に挿入するか、またはその他命令で定
むる公共團體として同法施行細則第五
條に共同募金委員會を加えるか。また
は相続稅法第二十八條第一項、第三
號の「慈善その他の公益を目的とする
事業を行う者」に對する贈與として、
免稅點の引上げをしていただきたいの
でございます。

を、右の市町村の次へ挿入することを
お願いしたいのであります。かように
いたしまして、個人及び法人が社會公
共福祉のためになしたる寄附につ
いて、課稅を免稅していただくか、また
は免稅點の引上げをお願いしたいと存じ
まして、ここに請願いたしたような次第
であります。何とぞ本委員會におきま
して、慎重審議の上、御採擇あらんこ
とを切にお願いいたす次第でございます
す。

○早稻田委員長代理 續いて日程第六
四、衛生櫛の物品稅撤廢の請願、これ
についての山崎道子さんの御紹介を願
います。
○山崎道子君 御承知のように、衛生
櫛を私たちが申しておりますのは、木
櫛、竹櫛でございます。しかるに、こ
の木製の竹製のものに對しまして、装
身具として、奢侈品として税金が課せ
られてゐるのであります。この請願
の主體たる木櫛、竹櫛は、ここに貨物
を持つておりますが、こいういふ物でござ
いまして、私どもはこれが奢侈品とは斷
じて考えられないのでございます。し
かもこの櫛は、ふけや、あかや、あるい
はしらみを驅除するのが目的でござい
まして、製造も簡單で、資材も竹と木以
外には何らの副資材を必要といたしま
せん。木櫛や竹櫛を頭に飾つてゐる婦
女子は、一人として市中に見受けるこ
とができないというような點から考え
まして、これは日用品であり、衛生
品でございまして、これに奢侈品同様
の税金がかけてゐるというこ
は、まことに不當と考へるのでありま
して、しばしば「お願いをしてまいりま
したけれども、この免稅が今日なおお

取上げが願えないのでございます。つ
きましては、御承知のように、奢侈品
と申します櫛は、およそべつこうと
か、蒔繪の櫛であつて存じますの
で、この明らかに衛生品であり、實用
品であります本品に對しましては、
速やかに免稅をお願いしたいので
ございまして、殊に今日セルロイド製品
に押されて、今や全國の一千名に
及ぶ業者、またこれに従事いたします
る従業員を加へますと、八千名に及
ぶ人たちが、この税金のため、殊に
セルロイドに押されて、その値段
はマル公を下まわつておるといふや
うな現状にあることも、御考慮が願
いのでございます。また農村へ参りま
すると、ほとんど木櫛、竹櫛によつて
頭髮の衛生手入れがなされております
ので、この點もぜひとも御考慮が願
いたのでございます。また木櫛、竹
櫛は、その小賣價格はセルロイド製品
に比べますと、ほとんど四分の一な
いし五分の一でございます。この點十
分御考慮をお願いしまして、木櫛、竹櫛を
身邊用細貨類及び化粧用具という條項
の中に、櫛という條項がございする
けれども、このところへ但書を御挿入
くださいまして、「但し木櫛、竹櫛を
除く、」このように御考慮くださいま
して、速やかに税金の撤廢方をお願い
いたすものでございます。

○前尾政府委員 ただいまお話になり
ました請願の中で、税に關係のありま
すものについて政府の考へを申し上げ
ます。第一は慈善興行に對する免稅で
あります。この點は該當するものと
して免稅いたすことに最近通牒を出し
ております。それから第二の相続稅並
びに法人税に現在のコミュニティ・

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議録 第五十号 昭和二十二年十二月八日

チエントでありますか、それを入れるかどうかという問題は、これは簡単にまいらないのでありまして、結局免税ということとは、補助金を出すことと同様であります。結局金額のきまらない補助金を出すことに相なるわけでありまして、従いまして、慈善事業に御寄付をされる場合には、完全に納税の義務を履行されてから後にやつていただくというのでなければ趣旨が通らないというふうに考えるのであります。しかし相續税におきましては、五千圓までは免税いたしております。五千圓までは超過する場合には、十萬圓までは半額で課税標準に繰りこむというふうなことにいたしておりますので、これは當分の點で御辛抱願いたし、このように考える次第でございます。

次に木桶、竹桶に對する課税の問題であります。別に裝身具、ぜいたく品というので課税いたしておりますわけはございません。身邊細貨類として課税いたしております。その課税の率から考えましても、文房具などと同様に取扱つておるわけでありまして、將來現在のよりな輸入品が必らずといたし、うな事情が變れば別であります。御承知のような財政状況でありますれば、物品税につきましても、現在の物品税は米、醬油、米等に課税していただいだけで、ほとんど全部の品物に課税しておるのであります。また當利はなるほど奢侈品に課税するという考え方があつたかも知れませんが、奢侈品に對しては重課をする。しかしそれ以外のものにつきましても、ある程度の課税をするというふうな、賣上税を一步進化した形態でしておるわけ

でありますので、これをただちに免税にするというところについては、他のものとの課税の權衡から考えまして、われわれは適當でないというふうに考えておる次第であります。

○山崎道子君 ただいまの御答辯ではございましてけれども、この仕事は戰爭中には非常に國のためにむりにやられたというふうな状態において狩り立てられ、戦後はこの氣の毒な状態に押しひしがれまして、まつたく營業が成り立たないという實情にある。しかも日本人の頭髮にとりましては、どうも日本人の頭髪にとりましては、どうも必要なのである。殊に石けん等がございせんので、これがもしございましてならば、ふけをすくことが出来る。それによつて頭を洗う回数も相當少く済むのでございまして、ことにこのごろしらみ等を驅除いたします。薬もないというふうな立場から、これが唯一の衛生具となつております。き、わずかな税金でございまして、いろいろ國の税金のこととわかれ、承知しておりますけれども、この税金の一箇年の額からみましても、私はそれほど無理なお願いではないかと考えておりますので、特に御考慮方をお願いいたしたいのでございまして。

○早稲田委員長代理 請願の紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。

○早稲田委員長代理 お願いの紹介議員の方ではお見えの方はございせんか。ないようでございまして、で、請願の紹介を終了することにいたしましたと存じます。